



建築団体なり、建築行政なり、何らかの公で認めた方法で、建築家の業務を裁判官に理解させ、真つ当に業務の履行ができる環境を整備しない限り、建築家を続けていくことは、経営としてリスクが大きすぎて危険だと思っています(善養寺幸子・被告側設計者)。設計者は委任契約に基づき、設計にかかった労力の報酬を求めている。建築主に対する設計者の説明義務を果たしていない。こうした状況を見て、高等裁判所は契約の性格を超えて、「建築設計業務は一般的に請負」と判断したのだと思います(白石悟史・原告側元弁護士)。

特集 建築設計契約は「請負」か?

建築トラブル回避策

- 善養寺幸子「契約書はただの紙切れ? 法令よりも消費者保護が優先か」
- 大川宏「工事予定額は設計業務報酬に過ぎない。履行した設計報酬の支払いは当然」
- 白石悟史「設計変更が出るたびに、設計者はコストに関する説明義務を果たしていたか」
- 清水勉「請負」という法的性格は、今の建築設計・監理業務に当てはまるのか?
- 大川三枝子×来馬輝順×佐々木善樹×古川泰司「減額調整は設計事務所にとって至難の技」
- 大川信行「隣のアーキテクト、IT業界と建築業界」
- 山本想太郎「ITを使って部品・建材情報を共有化、建築価値の共通認識を持つ」



布野修司の現代建築家批評

原広司の建築手法言葉の力

- 美しき構造設計の世界⑮
- 中田捷夫
- 「東京国際貿易センター2号館」
- 建築と政治
- 集団規定の地方へ移管は住民自治を加速させる
- 江原幸彦
- 論評
- 公共施設の木造化を現実にするには
- 腰原幹雄

地域の話 | 大阪ジャンクションツアーで、都市景観の見方をリノベーション

吉永健一



各地域に拠点を置く設計事務所の作品集

建築集